



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)

号外第193号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(75)(協働推進室)……………3
鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例(76)
(循環型社会推進課)……………8
鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(77)(食の安全推進課)……………9

—— 公布された条例のあらまし ——

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 図書類等の自動販売機等への収納禁止違反に対する営業停止等(第17条関係)

(1) 知事は、図書類等の販売業者等が、有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止等に違反したとき、又は有害図書類等の除去等の命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。

(2) 知事は、(1)の命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができることとした。

2 図書類等の自動販売機等の表示票の表示等(第12条の3、第17条の3関係)

(1) 知事は、図書類等の自動販売機等の設置の届出があったときは、表示票を交付することとした。

(2) 表示票の交付を受けた者は、当該表示票を自動販売機等の前面その他の容易に視認できる場所に表示しなければならないこととした。

(3) 表示票の交付を受けた者は、当該表示票をき損し、亡失し、若しくは滅失し、又は表示された内容の識別が困難になった場合には、知事に表示票の再交付を申請しなければならないこととした。

(4) 自動販売機による利用カードの販売についても、(1)から(3)までと同様とすることとした。

3 青少年からの質受け及び古物買受け等の制限(第17条の7関係)

(1) 質屋又は古物商は、その営業に関し青少年から質受け又は古物買受け等を行ってはならないこととした。

(2) 質屋又は古物商は、質受け又は古物買受け等を申し出た者について、身分証明書の提示等により、当該申出を行った者が青少年でないことを確認しなければならないこととした。

(3) 質屋又は古物商は、青少年が保護者と同行する場合等は、(1)にかかわらず、質受け又は古物買受け等を行うことができることとした。

(4) 質屋又は古物商は、質受け又は古物買受け等を行う場合は、質契約又は取引の年月日等を記録し、3年間保存しなければならないこととした。

4 図書類の陳列場所に関する規制(第11条の2関係)

(1) 図書類の販売等を業とする者は、有害図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければならないこととする事とした。

(2) 知事は、(1)の区分陳列が行われていないと認めるときは、その改善を図るため、必要な助言又は指導をすることができることとした。

- (3) (2)の助言又は指導を受けた者からの異議申出制度を設け、それに対する知事の対応について所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 青少年健全育成協力員の設置（第9条の2関係）
知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、青少年健全育成協力員を置くことができることとした。
- 6 酒類の自動販売機による販売の自主規制（第12条関係）
酒類の販売業者は、酒類の自動販売機を、自主的に、適正な管理ができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければならないこととした。
- 7 罰則（第26条関係）
- (1) 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。
- ア 常習として、有害図書類等の青少年への販売等の禁止又は自動販売機等への収納の禁止に違反した者
- イ 1の(1)又は(2)の命令に違反した者
- (2) 有害図書類等の自動販売機等からの除去等の命令に違反して必要な措置をとらなかった者は、50万円以下（現行 30万円以下）の罰金に処することとした。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処することとした。
- ア 有害図書類等の青少年への販売等の禁止又は自動販売機等への収納の禁止に違反した者（現行 20万円以下）
- イ 自動販売機等に現に収納されている図書類等が有害図書類等に指定された場合の当該図書類等の除去を行わなかった者（現行 20万円以下）
- ウ 3の(1)に違反した者
- (4) 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処することとした。
- ア 図書類等の自動販売機の設置等の届出又は自動販売機による利用カードの販売の廃止等の届出について、届出をせず、又は虚偽の届出をして当該自動販売機等を設置した者
- イ 2の(2)（2の(4)により同様とする場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をして当該自動販売機等を設置した者
- 8 鳥取県青少年健全育成条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失うこととする事とした。
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 10 施行期日等
- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

- 1 自動車解体業又は自動車破砕業の許可を受けた者が業として行う廃自動車等の処理に関連して行う特定保管について、届出の対象から除くこととした。（第8条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

- 1 食品取扱施設における衛生的措置の基準及び施設構造の基準の全面的な見直しを行うこととした。（別

表第1、別表第2関係)

- 2 営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定めることとした。(第3条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第75号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 青少年の健全な育成に関する施策(第6条— <u>第9条の2</u>) 第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制 (第10条— <u>第17条の7</u>) 第4章～第6章 略 附則 <u>(青少年健全育成協力員)</u> <u>第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めると</u>	目次 第1章 略 第2章 青少年の健全な育成に関する施策(第6条— <u>第9条</u>) 第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制 (第10条— <u>第17条の6</u>) 第4章～第6章 略 附則

ころにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制

(図書類の陳列場所に係る規制)

第11条の2 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければならない。

2 知事は、前項の規定による図書類の陳列が行われていないと認めるときは、当該図書類の販売等を業とする者に対し、その改善を図るため、必要な助言又は指導をすることができる。

3 前項の規定により助言又は指導を受けた者は、当該助言又は指導の内容に関し異議があるときは、知事に対し異議の申出を行うことができる。

4 知事は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、当該申出が事実の誤認に基づくことが明らかな場合を除き、速やかに鳥取県青少年問題協議会の意見を求めるものとする。

5 知事は、前項の規定による鳥取県青少年問題協議会からの意見があったときは、これを尊重して、速やかに必要な措置を講ずるものとし、当該意見及び意見による対応の結果を当該異議を申し出た者に対し書面により通知するとともに、当該結果を鳥取県青少年問題協議会に対し報告するものとする。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 略

2及び3 略

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、自主的に、適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければならない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自主的に、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制

(図書類の陳列場所の自主規制)

第11条の2 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列するよう努めなければならない。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 略

2及び3 略

4 前3項に規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自主的に、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

5 前4項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（以下「青少年立入禁止施設等」という。）に設置される自動販売機等で、青少年が購入し、又は貸付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

適用しない。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の3 略

2 略

3 知事は、前2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、表示票を交付するものとする。

4 前項の規定により表示票の交付を受けた者は、当該表示票を自動販売機等の前面その他の容易に視認できる場所に表示しなければならない。

5 第3項の規定により表示票の交付を受けた者は、当該表示票をき損し、亡失し、若しくは滅失し、又はこれに表示された内容の識別が困難になった場合には、規則で定めるところにより、知事に表示票の再交付を申請しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により申請があった場合に準用する。

7 第3項の交付（前項において準用する場合を含む。）については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 略

2～4 略

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

3 第12条の3第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第17条の7 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）

第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取って金銭を貸し付けること（以下「質受け」という。）を行ってはならない。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の3 略

2 略

3 第1項の規定による届出をした者は、規則で定める事項をその届出に係る自動販売機等に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をした者についても、同様とする。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 略

2～4 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

3 第12条の3第3項の規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

- 2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し青少年から古物（同条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。）を買い受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換すること（以下「古物買受け等」という。）を行ってはならない。
- 3 質屋又は古物商は、質受け又は古物買受け等を申し出た者について、身分証明書の提示その他規則で定める方法により、当該申出を行った者が青少年でないことを確認しなければならない。ただし、当該申出を行った者が明らかに青少年でない認められる場合は、この限りでない。
- 4 質屋又は古物商は、当該青少年が保護者と同行する場合又は規則で定めるところにより保護者の委託を受け若しくはその承諾を得たと認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、質受けを行い、又は第2項の規定にかかわらず、古物買受け等を行うことができる。
- 5 質屋又は古物商は、前項の規定により質受け又は古物買受け等を行う場合は、質屋営業法又は古物営業法に定めるもののほか、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければならない。
- (1) 質契約又は取引の年月日
- (2) 質物又は古物の品目及び数量
- (3) 質物又は古物の特徴
- (4) 質置主又は取引の相手方の住所、氏名、職業及び年齢

第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止

第26条 略

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 常習として第16条又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者
- (2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者
- 3 略
- 4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条又は第17条第1項の規定に違反した者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者
- (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

第4章 青少年に対する不健全な行為の禁止

第26条 略

2 略

- 3 第17条第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の5、第17条の6第1項又は第18条第3項の規定に違反した者

(2) 略

7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第12条の3第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者

(2) 第12条の3第4項(第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者

(3) 略

9 第17条の7第1項若しくは第2項又は第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第1項又は第2項の規定による届出を行っている者(以下「届出済者」という。)は、施行日において改正後の鳥取県青少年健全育成条例(以下「改正後条例」という。)第12条の3第1項又は第2項の規定による届出を行っ

(1) 第16条、第17条第1項、第17条の5、第17条の6第1項又は第18条第3項の規定に違反した者

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

5 略

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第17条の3第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 略

7 第18条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は第4項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の規定は、公布の日から施行する。

たものとなして改正後条例の規定を適用する。

3 届出済者は、施行日前に、改正後条例第12条の3第4項及び第5項の規定の例により、知事から同条第3項の表示票の交付を受け、施行日に、同条第4項に基づき、当該表示票を同項の自動販売機等の前面その他の容易に視認できる場所に表示しなければならない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第76号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定保管の届出)</p> <p>第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項若しくは第14条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者（同法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。）又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項若しくは第67条第1項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p>3 <u>この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の</u></p>	<p>(特定保管の届出)</p> <p>第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者（同法第7条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。）が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>(検討)</u></p> <p>3 <u>知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、</u></p>

所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 前項に規定するもののほか、この条例の失効に伴う経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第77号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 食品取扱施設 法第4条第7項に規定する営業に係る施設をいう。</u></p> <p><u>(2) 営業施設 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</u></p>	

(公衆衛生上の措置の基準)

第3条 略

2 前項に定めるもののほか、営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。

(営業施設の基準)

第4条 略

(手数料の徴収)

第5条 略

(手数料の減免)

第6条 略

(既納の手数料)

第7条 略

(過料)

第8条 略

(規則への委任)

第9条 略

別表第3（第5条関係）

法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

(1)～(25) 略

(26) 醤油製造業 略

(27)～(31) 略

(32) そうざい製造業 略

(33)及び(34) 略

(公衆衛生上の措置の基準)

第2条 略

(営業施設の基準)

第3条 略

(手数料の徴収)

第4条 略

(手数料の減免)

第5条 略

(既納の手数料)

第6条 略

(過料)

第7条 略

(規則への委任)

第8条 略

別表第3（第4条関係）

法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

(1)～(25) 略

(26) しょうゆ製造業 略

(27)～(31) 略

(32) 総菜製造業 略

(33)及び(34) 略

第2条 鳥取県食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 食品取扱施設における衛生管理

(1) 食品取扱施設の衛生管理

ア 食品取扱施設は、1日に1回以上清掃すること。

イ 食品取扱施設には、不必要な物品を置かないこと。

ウ 食品取扱施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

エ 排水設備は、廃棄物の流出を防ぎ、排水を良くすることとし、必要に応じて清掃又は補修を行うこと。

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 食品を取り扱う設備及び機械器具（以下「食品取扱設備等」という。）は、洗浄及び消毒を行い、

衛生的に保管することとし、故障又は破損があるときは、補修し、適正に使用できるよう整備すること。

イ ふきん、包丁、まな板等の器具は、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。

ウ 食品取扱施設及び食品取扱設備等に使用する清掃用器材は、使用の都度洗浄し、専用の場所に保管すること。

エ 手洗設備は、使用できる状態にしておくこと。

(3) ねずみ及び昆虫対策

食品取扱施設及びその周辺は、1月に1回以上点検し、ねずみ又は昆虫の発生を認めたときは、その都度駆除すること。

(4) 廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、清潔にしておくこと。

(5) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等を点検すること。

イ 食品は、冷蔵設備内での相互汚染を防ぐため、区画して保存すること。

ウ 添加物を使用する場合には、正確に計量し、適正に使用するとともに、使用する器具は、添加物の種類ごとに専用のものを使用すること。

エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う場所へは、作業者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合を除き、作業者以外の者が立ち入らないようにすること。

(ウ) (イ)の場所へ立ち入る際には、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

(エ) 未加熱食品を取り扱った食品取扱設備等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(オ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

オ 食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講ずること。

(6) 使用水等の管理

ア 水道水以外の水を使用する場合には、1年に1回以上水質検査を行うとともに、その成績書を1年以上保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、遅滞なく水質検査を行うこと。

イ 水質検査の結果、飲用に適さないと認められるときは、水の使用を中止すること。

ウ 貯水槽を使用する場合は、1年に1回以上清掃し、清潔に保つこと。

エ 水道水以外の水を使用する場合は、1日に1回以上消毒装置の点検を行うこと。

(7) 食品衛生責任者の設置

営業者（法第48条の規定により同条第1項の食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、食品取扱施設又はその部門ごとに、食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所の長（以下「保健所長」という。）に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館その他一時に多人数に食品を供与する営業にあつては、調理済食品ごとに、検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、検食を冷凍して2週間以上保存すること。

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

- (1) 営業者は、保健所長から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があつたときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。
- (2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈している場合には、当該食品取扱者は、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告し、これらの者から必要な指示を受けること。
- (3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第10項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- (4) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いること。
- (5) 食品取扱者は、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

(1) 営業施設の構造及び設備

- ア 営業施設は、住居その他営業に係る施設以外の施設と明確に区分すること。
- イ 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。
- ウ 営業施設の窓、出入口その他開放する箇所には、金網その他の物でねずみ及び昆虫の侵入を防止する設備を設けるとともに、排水設備には、ねずみの侵入を防止する設備を設けること。
- エ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室は、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備及び換気を十分に行うことができる設備を設けること。
- オ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の床は、耐水性材料で作成し、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とすること。
- カ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から1メートル以上の高さまでは耐水性材料で腰張りし、かつ、清掃しやすい構造とすること。
- キ 営業施設のうち調理室、製造室又は処理室の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。
- ク 営業施設のうち調理室、製造室、処理室又は販売室には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。ただし、容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態にあつては、この限りでない。

(2) 食品取扱設備等

- ア 洗浄設備を設ける場合は、耐水性のものであること。
- イ 食品又は添加物に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。
- ウ 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。
- エ 営業施設には、冷却保存（常に摂氏10度以下の温度で保存することをいう。以下同じ。）をする必要がある食品を取り扱う場合は冷蔵又は冷凍設備を設けること。
- オ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。
- カ 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。

(3) 給水及び汚物処理

- ア 用水は、水道水又は飲用に適すると認められた水が豊富に供給されていること。
- イ 水道水以外の水を使用する場合は、消毒装置を設けること。

ウ 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

エ 便所は、衛生的な構造とし、施設に衛生上の影響を及ぼさない場所に設けること。

オ 便所には、流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

(4) 適用除外

(1)から(3)までの基準は、3から5までの特例基準が適用される営業施設については、適用しない。

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 営業施設には、調理室及び客室があり、区画されていること。

イ 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、詰合室又は配ぜん室及び放冷設備を設けること。

ウ 二槽式以上の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

エ 客席を設ける場合は、来客専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。ただし、便所の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を来客者の使用に便利な位置に設置する場合は、これと兼用とすることができる。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうちア、ウ及びエと同様とする。

(3) 菓子製造業

営業施設には、原料置場、製造室及び製品置場があり、区画されていること。

(4) あん類製造業

ア 沈殿槽を設ける場合は、耐水性材料で作成し、清掃をしやすい構造とすること。

イ (3)の基準と同様とする。

(5) アイスクリーム類製造業

(3)の基準と同様とする。

(6) 乳処理業

ア 営業施設には、受乳場、乳処理室、冷蔵室及び検査室があり、区画されていること。

イ 瓶を取り扱う場合には、洗瓶室及び空瓶置場があり、区画されていること。

(7) 特別牛乳搾取処理業

ア 営業施設には、牛舎、搾乳室、乳処理室、冷蔵室及び検査室があり、区画されていること。

イ 搾乳室には、搾乳の準備のための室を設け、牛体の洗浄設備を備えること。

ウ (6)の基準のうちイと同様とする。

(8) 乳製品製造業

(3)の基準及び(6)の基準と同様とする。

(9) 集乳業

受乳場、冷却貯乳槽、検査室、乳の輸送缶の洗浄設備及び殺菌設備を設けること。

(10) 乳類販売業

瓶を取り扱う場合は、空瓶の保管設備を設けること。

(11) 食肉処理業

ア 営業施設には、荷受場、と殺放血室、処理包装室及び冷蔵設備又は冷蔵室があり、区画されていること。

イ 処理前の生体の搬入場所とと体及び処理後の食肉の搬出場所を別にすること。

ウ 耐水性材料で、密閉できる構造の汚水だめ及び汚物だめを設けること。ただし、排水溝が処理設備、浄化施設又は公共下水道に接続している場合は、汚水だめを設けないことができること。

(12) 食肉販売業

- ア 食肉を処理する場合は、処理室があり、区画されていること。
- イ 処理室には、洗浄設備及び給湯設備を設けること。
- (13) 食肉製品製造業
 - ア 営業施設には、原料置場、製造室、冷蔵設備又は冷蔵室及び製品置場があり、区画されていること。
 - イ 獣畜の腸を処理する場合は、腸処理室があり、区画されていること。
 - ウ (12)の基準のうちイと同様とする。
- (14) 魚介類販売業
 - ア 魚介類を処理する場合は、処理室があり、区画されていること。
 - イ 処理室には、洗浄設備及び処理台を設けること。
- (15) 魚介類せり売営業
 - せり台、陳列台その他魚介類を直接床に置かないための設備を設けること。
- (16) 魚肉ねり製品製造業
 - ア 原魚を処理する場合は、処理室があり、区画されていること。
 - イ (3)の基準と同様とする。
- (17) 食品の冷凍又は冷蔵業
 - ア 営業施設には、原料置場、冷凍室又は冷蔵室があり、区画されていること。
 - イ 食品の処理又は加工をする場合は、製造室があり、区画されていること。
- (18) 食品の放射線照射業
 - ア 営業施設には、原料置場、照射室、制御室及び製品置場があり、区画されていること。
 - イ 営業施設には、化学線量計を設けること。
- (19) 清涼飲料水製造業
 - (3)の基準及び(6)の基準のうちイと同様とする。
- (20) 乳酸菌飲料製造業
 - ア 菌を培養する場合は、培養室があり、区画されていること。
 - イ (3)の基準及び(6)の基準のうちイと同様とする。
- (21) 冰雪製造業
 - ア 営業施設には、製氷室及び貯氷室があり、区画されていること。
 - イ 貯氷室は、飲食用氷とその他の氷とを区分して貯蔵できる構造とすること。
- (22) 冰雪販売業
 - 営業施設には、冷凍設備を設けること。
- (23) 食用油脂製造業
 - (3)の基準と同様とする。
- (24) マーガリン又はショートニング製造業
 - ア 熟成する場合は、熟成室があり、区画されていること。
 - イ (3)の基準と同様とする。
- (25) みそ製造業
 - ア こうじを製造する場合は、こうじ室があり、区画されていること。
 - イ (3)の基準と同様とする。
- (26) 醤油製造業
 - (3)の基準、(6)の基準のうちイ及び(25)の基準のうちアと同様とする。
- (27) ソース類製造業
 - ア ウスターソースを製造する場合は、熟成室があり、区画されていること。
 - イ (3)の基準と同様とする。
- (28) 酒類製造業

(3)の基準、(6)の基準のうちイ及び(25)の基準のうちアと同様とする。

(29) 豆腐製造業

ア 製品保存用水槽は、飲用に適する水を常に換流できる構造とすること。

イ (3)の基準と同様とする。

(30) 納豆製造業

(3)の基準と同様とする。

(31) めん類製造業

ア 乾めんを製造する場合は、専用の乾燥場を設けること。

イ (3)の基準と同様とする。

(32) そうざい製造業

ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、放冷室があり、区画されていること。

イ (1)の基準のうちウ及び(3)の基準と同様とする。

(33) 缶詰又は瓶詰食品製造業

(3)の基準及び(6)の基準のうちイと同様とする。

(34) 添加物製造業

ア 添加物の製剤を行う場合は、その含有成分を均一に分散させる設備を設けること。

イ (3)の基準と同様とする。

3 自動車による移動型の営業施設についての特例

(1) 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業

ア 営業施設は、移動時に閉鎖でき、埃等により汚染されない構造とすること。

イ 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有し、かつ、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備及び換気を十分に行うことができる設備を設けること。

ウ 営業施設は、耐水性材料で作り、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造とすること。

エ 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

オ 営業施設には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

カ 耐水性の洗浄設備を設けること。

キ 食品又は添加物に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。

ク 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。

ケ 営業施設には、冷却保存をする必要がある食品を取り扱う場合は、冷蔵又は冷凍設備を設けること。

コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。

サ 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。

シ 営業施設には、40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。

ス 貯水槽には、水道水を供給すること。

セ 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

(2) 乳類販売業

(1)の基準(オ、カ、シ及びスを除く。)と同様とする。

(3) 食肉販売業

ア 営業施設には、18リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。

イ 食肉を処理する場合は、処理室があり、区画されていること。

ウ (1)の基準(オ及びカ(容器包装により包装された食品のみを取り扱う業態に限る。))並びにシを除く。)と同様とする。

(4) 魚介類販売業

ア 魚介類を処理する場合は、処理室があり、区画されていること。

イ (1)の基準(シを除く。)及び(3)の基準のうちアと同様とする。

4 自動販売機による営業施設についての特例

(1) 飲食店営業及び喫茶店営業

ア 自動販売機は、ひさし、屋根等で雨水を防止でき、かつ、床面が、清掃が容易な構造である場所に設置すること。

イ 排水が必要な自動販売機にあつては、排水設備を設けること。

ウ 用水は、水道水又は飲用に適すると認められた水が十分に供給できること。

エ 水道水以外の水を使用する場合は、消毒装置を設けること。

オ 自動販売機の設置場所には、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れない構造の廃棄物容器を設けること。

(2) 乳類販売業

ア 自動販売機は、牛乳等を摂氏10度以下に冷却できる構造のものとし、かつ、外部から見やすい位置に温度計を備えていること。ただし、常温保存可能な牛乳等にあつては、この限りでない。

イ (1)の基準(イ、ウ及びエを除く。)と同様とする。

(3) 食肉販売業(容器包装により包装された食肉の販売のみを行うものに限る。)

ア 自動販売機は、食品を収納する部分が、冷蔵の場合は摂氏10度以下に、冷凍の場合は摂氏零下15度以下に冷却できる構造のものとし、かつ、外部から見やすい位置に温度計を備えていること。

イ (1)の基準(イ、ウ及びエを除く。)と同様とする。

5 露店形態による営業施設についての特例

飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業

ア 営業施設は、一定の区画をすること。

イ 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有し、かつ、作業を行う上で十分な明るさとなる照明設備を設けること。

ウ 営業施設の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から1メートル以上の高さまでは耐水性材料で腰張りし、かつ、清掃しやすい構造とすること。

エ 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

オ 営業施設には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

カ 耐水性の洗浄設備を設けること。

キ 食品に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。

ク 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。

ケ 営業施設には、冷却保存をする必要がある食品を取り扱う場合は冷蔵又は冷凍設備を設けること。

コ 食品を冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けること。

サ 40リットル以上の容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。

シ 貯水槽には、水道水を供給すること。

ス 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。